

京都市告示第 240 号

平成26年12月22日京都市告示第470号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、適用の対象とならなくなった日以後の認定を取り消し、適用区分を次のとおり変更します。

令和3年7月20日

京都市長 門川 大作

| 控除対象寄附金 | 法人又は団体の所在地 | 使 途 | 適用区分 |
|-------------------|-----------------|-----------------|---------------------------------|
| 学校法人京都光楠学園に対する寄附金 | 京都市右京区花園寺ノ中町8番地 | 当該法人の主たる目的である業務 | 平成26年4月1日から令和3年3月31日までに支出された寄附金 |

(行財政局税務部税制課)